

令和 5 年 6 月 7 日現在

機関番号：35403

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01272

研究課題名（和文）差別発言の発話行為論的分析 ソーシャルメディア、差別感情、判例

研究課題名（英文）Hate Speech Acts

研究代表者

本多 康作（Honda, Kohsaku）

広島工業大学・情報学部・准教授

研究者番号：70733179

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、J.L.オースティンの発話行為論を用いて、ヘイトスピーチないし差別発言それ自体の特質の解明を試みたものである。その成果は理論研究から実証研究に及ぶが、本研究の成果は特に、発話行為に伴う「力（forces）」の概念の解明を試み、差別発言の潜在力を解き明かしたことにある。ここで「力」とは言葉の次元に関する慣習だけでなく全身の次元を含む慣習を通じて話し手と聞き手に一定の推論を生じさせる作用であり、差別発言の潜在力は、差別規範（例えば在日朝鮮人を劣等集団とみなせ）を話し手と聞き手に慣習的に喚起し確認し強化する作用を中心とする。差別発言はかかる意味で「個人の尊厳」といった憲法的価値と衝突する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義は、J.L.オースティンのテキストが有する理論的な可能性をテキストに即して具体化することにより、既存の多くの言語哲学や憲法学の議論とは分析対象の設定と、その対象からの理論化において異なる立場に立ち、発話行為に伴う「力（forces）」の概念を解明したことにある。この「力」の概念をヘイトスピーチに適用すれば、ヘイトスピーチの潜在力も、本研究の社会的意義も明らかとなる。社会的意義は、ヘイトスピーチと侮辱発言などとの違いはどこにあるのか、ヘイトスピーチの悪さはどこにあるのか（話し手の差別意識／聞き手の心理的被害／差別的社会の構築への寄与など）といった議論に1つの方針を提示しえたことにある。

研究成果の概要（英文）：This research attempted to elucidate the characteristics of hate speech itself by using J.L. Austin's speech act theory. The results of this research range from theoretical research to simulation research, but the main achievement of this research is the elucidation of the concept of "forces" associated with speech acts, and the clarification of the potential power of hate speech. The potential power in hate speech centers on the action of conventionally evoking, confirming, and reinforcing discriminatory norms (e.g., regard Zainichi Koreans as an inferior group) in the speaker and listener. In this sense, hate speech conflict with Constitutional values such as "individual dignity".

研究分野：法学、基礎法学

キーワード：差別発言（ヘイトスピーチ）の潜在力 J.L.オースティン 発話行為論（speech-act theory）言葉内の力（forces）言葉の慣習／全身の慣習 差別規範 H.P.グライス 「吠える」裁判（1957）

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究を開始した当初の社会的ないし学術的な背景には次のような議論があった。例えば当時、「土人」発言を巡り、話し手の差別意識を問題にする者もいれば、聞き手の心理的被害を問題にする者もいた。また「ハゲ」発言を巡り、それを暴言と論じる者もいれば、ヘイトスピーチと論じる者もいた。あるいは米軍基地前での「ヤンキー、ゴージャス」発言がなぜヘイトスピーチとされないのかと問い、朝鮮学校前での「朝鮮人は朝鮮半島に帰れ」発言もそれと同様の発言であると主張する者もいた。

(2) 他方で、我が国の憲法学説の多くは、こうしたメディアにおけるヘイトスピーチを巡る議論が登場する以前から、「言論の自由」への強いコミットメントを背景に、「差別的表現」を法的に規制することは違憲であると捉え、その論拠としては通常、差別的表現の定義の曖昧さ、集団的名誉を認めることへの躊躇い、対抗言論の原則の存在などを指摘してきた。そして憲法学説の基本的な態度は、ヘイトスピーチが社会問題化して以降も変わることはなかった。すなわちヘイトスピーチ規制の是非を議論するためにヘイトスピーチないし差別的表現それ自体の特質の解明が必要であると考えられることはなく、その議論はこれまで通り、被侵害利益(ヘイトスピーチによって侵害される利益は何か)を中心に展開されていた。

(3) こうした議論状況から見えてきたのは、多くの論者が規範的な問い、例えば「個人の尊厳」か「言論の自由」かといった規範的な問いに関心を持ち、ヘイトスピーチとは何か、あるいはヘイトスピーチと侮辱発言との違いはどこにあるのかといった事実的な問いに関心を向けていないということである。しかしヘイトスピーチ規制の是非を議論するにはヘイトスピーチそれ自体の特質の解明(特質の存否を含めた解明)が不可欠なはずである。事実ないし実態を理解せずに、評価する、つまり規制すべきか否かを判断することは不可能なはずだからである。

2. 研究の目的

(1) 本研究の当初の目的は、ヘイトスピーチないし差別発言(hate speech)とは何か、差別発言にいう「差別」とは何か、差別発言が生み出す「危害」はいかなる種類ないし性質のものであり、発言の「連鎖」を我々はいかなる仕方で把握し、危害の「責任」を誰にいかなる仕方で帰属しうのかを解明することにあつた。すなわちヘイトスピーチ規制の是非を議論する先決問題として、差別発言それ自体の特質の解明を目指すというものである。そしてこの目的を達成するために、理論研究としては、J.L.オースティンの発話行為論とH.L.A.ハートの法理論を中心に扱い、実証研究としては、実態調査(聞き取り調査を含む)、ソーシャルメディアの統計分析、判例分析を実施する予定であった。

(2) しかし新型コロナウイルスの出現により、実態調査とソーシャルメディアの統計分析の作業を断念し(この2つの作業は相互参照しつつ分析を進める予定であったため)実証研究としては、マルチエージェントシステムを用いた差別のシミュレーションに関する研究を押し進めることにした。この変更に伴い、当初の研究目的の後半部分、すなわち発言の「連鎖」や危害の「責任」帰属に関する部分を本研究課題から外すこと(今後の課題)とし、当初の研究目的の前半部分、すなわち差別発言とは何か、差別発言にいう「差別」とは何か、差別発言が生み出す「危害」はいかなる種類ないし性質のものであるかという問題に焦点を絞り、理論研究を詳細化することにした。

(3) ここで理論研究の詳細化とは、オースティンの発話行為論における鍵概念である「力(forces)」の概念の解明を試みたうえで、「力」の概念の観点から差別発言の性質を見極めること、別の言い方をすれば、発話行為に伴う「力」とは何かを解き明かし、差別発言の潜在力を顕在化することである。この目的が達成されれば、差別発言それ自体の特性が判明し、差別発言と侮辱発言等との違いも(それらに違いがあるとすれば)、上述の朝鮮学校前での発言と米軍基地前での発言との違いも(それらに違いがあるとすれば)明らかになるはずである。

(4) このように本研究の目的は申請時における時のものから研究対象の範囲に変更が生じたが、しかし見方を変えれば、それは研究対象の絞り込みが生じたとも言え、この絞り込みにより、最終年度には新たな研究課題、例えばヘイトスピーチとマイクロアグレッションとの違い(それらに違いがあるとすれば)はどこにあるのか、差別発言における話し手の「権威」とはいったい何かといった課題に着手することができた。

3. 研究の方法

(1) 本研究の方法としては上述した通り、理論研究と実証研究があり、理論研究としてはオースティンの発話行為論を中心に扱い、実証研究としてはマルチエージェントシステムを用いた差別のシミュレーションに関する研究を実施した。なお、当初予定していたハート法理論に関する理論研究を実施しなかった理由は上述したように、発言の「連鎖」や危害の「責任」帰属に関する部分を本研究課題から外すこと(今後の課題)としたためである。当初の予定では、実態調査とソーシャルメディアの統計分析といった実証研究を分析するためにハートの議論(「責任」帰属に関する議論)の援用可能性を検討する予定だったからである。従って、当該研究も今

後の課題である。本研究の目的を達成するために採用した理論研究と実証研究の具体的な実施方法は以下である。

(2) 理論研究は、研究分担者である八重樫徹氏と谷岡知美氏を中心に定期的な(原則2週間に1回のペースで)研究会を開催しつつ、研究協力者である蓮沼啓介氏を中心とする不定期の(年に1回から2回の)研究会を開催するという方法で実施した。その際に議論の対象としたテキストは、オースティンのテキストそのものと、オースティンに影響を与えた、あるいはオースティンに影響を受けたテキストを中心に据え、テキストを丁寧に読み直したり、新たなテキスト(Mary Kate McGowan、Jennifer Saul、Rae Langton等)を読み込んだりした。それは例えば、オースティンの理論概念(専門用語)を他の論者がいかなる意味合いで使用しているかを点検したり、各論者の論述ないし議論の仕方の違いに着目し各論者の方法論の異同を明示化したりするといった作業である。

(3) 実証研究は、マルチエージェントシステムを用いた差別のシミュレーションに関する研究を研究協力者である加藤浩介氏を中心に実施した。当該シミュレーションは、研究代表者の「差別発言を分析するためのフレーム」の妥当性を検証することを目的とし、毎年度、シミュレーションモデルの修正を図っていくという方法である。最終年度は、ジェンダーに関わるステレオタイプや偏見を表現できるようにシミュレーションモデルの修正を図った。

4. 研究成果

本研究の主な成果としては以下の4つがある。なお、理論研究の成果として、以下の(1)から(3)があり、実証研究の成果として、以下の(4)がある。

(1) 上述の朝鮮学校前での発言と米軍基地前での発言の違いを発話行為に伴う「力」の観点から明らかにしたことである。結論だけ言えば、この2つの発言の違いは、それぞれの発言が慣習的に喚起する規範の違いにある。前者は「朝鮮人を劣等集団とみなせ」といった規範を慣習的に喚起し、後者は「米軍基地を閉鎖ないし撤収すべきだ」といった規範を慣習的に喚起する(なおこうした規範が実際に聞き手に喚起されるか否かは社会調査の問題である)。これら規範はそれぞれの発言が前提する社会慣習の相違に基づき生じる。前者は在日朝鮮人に対する社会慣習としての差別慣習(結婚差別や就職差別等)が前提にあり、後者は米軍基地に対する社会慣習が前提にある。話し手の発言に伴い、いかなるメカニズムに基づいて、こうした規範が聞き手に呼び起されるかについては、本多康作「差別発言の潜在力 発話行為に伴う力(forces)とは何か」『法哲学年報2021』(2022年)187-201頁を参照されたい。

(2) R.M. シンプソン氏(University College London)を招聘し、2020年2月16日と2023年2月15日に武蔵野公会堂(東京都)にて、シンポジウムとワークショップを開催した(なお他の場所でもワークショップを開催している)。2020年2月のシンポジウムは、「Is Hate Speech punishable?」(「ヘイトスピーチは罰しうるか、あるいはそもそも罰しなければならないのか」)のタイトルにて開催し、2023年2月のワークショップは、「言論の自由」再考 マイクロアグレッションとヘイトスピーチ のタイトルにて開催した。これらタイトルは、本研究課題の進捗状況に合わせて付したものである。なお、シンプソン氏を招聘した理由は、氏がヘイトスピーチ研究にJ.L. オースティンの発話行為論を援用(一部)していることや、ヘイトスピーチ規制を議論するならば先決問題として社会的事実としてのヘイトスピーチの機能や特徴を解明すべきであると考えていること等、氏の学問的な方法や態度に研究代表者が共感していること、そしてそれら(方法や態度)について氏と意見交換をしたかったこと、また氏のヘイトスピーチ研究の方法を日本に紹介したかったこと等がある。

(3) オースティンの発話行為の特殊理論、すなわち事実確認的発言/行為遂行的発言の区別を継承しつつ、特殊理論の可能性を発展的に展開している、研究協力者の蓮沼啓介氏が提案する「作品發表的発言」の観点から、研究分担者の谷岡知美氏を中心に「詩のことばの特徴」の解明を試み、猥褻文書と猥褻語を含む詩との違いを明らかにした。その際、本研究が分析対象としたのは、アレン・ギンズバークの詩集『吠える その他の詩』が猥褻文書に該当するとして、その出版社のオーナーと販売員が1957年に起訴された事件の裁判記録である。結論だけ言えば、詩人は、ことばの「意味(meaning)」、すなわち「いみ(sense)」と「指示対象(reference)」の慣習を自由に解除することができ、猥褻語が「通常状況」において使用される慣習を消失させることができるがゆえに、猥褻語を含む詩は、猥褻語を含む通常の文書(猥褻文書)が持つ猥褻性を欠くことになる。検察/被告人/裁判所の見解の相違は何に基づき生じたのか、詩のことばの特徴を分析するためにはオースティンのテキストのどこに着目すべきかといったことについては、谷岡知美・本多康作「詩と発話行為論 『吠える』裁判(1957)におけることばの猥褻性」『英語英文学研究 第67巻』(2023年)99-111頁を参照されたい。

(4) 加藤浩介氏を中心に毎年度、マルチエージェントシステムを利用することにより、研究代表者が提案している「差別発言を分析するためのフレーム」の妥当性を検証しつつ、シミュレーションモデルの修正を図ってきた。研究代表者のフレームは、H.L.A. ハートのアイデアを援用し、差別の概念を「差別の一次ルールと二次ルールの結合体ないし制度化」として記述したものである。最終年度には、これまでの研究で課題とされてきた「劣等集団」の判定基準を明確にするため、性差別に着目し、「両面価値的性差別理論」を導入したモデルを提案した。その結果、これまでの研究と比べ、研究代表者の考える「差別概念あり」の社会の状況をより反映した人工社会になったと考えられる。これまでの研究の経過を含め、本研究の詳細については、十字優

輔・加藤浩介・本多康作「マルチエージェントシステムに基づく性差別による偏見を考慮した社会的差別のシミュレーション」『日本経営システム学会イノベーション指向データ分析研究部会2022年度研究発表会講演論文集』を参照されたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 本多康作	4. 巻 2021
2. 論文標題 差別発言の潜在力 発話行為に伴う力 (forces) とは何か	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 187,201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷岡知美、本多康作	4. 巻 67
2. 論文標題 詩と発話行為論 『吠える』裁判 (1957) におけることばの猥褻性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 英語英文学研究	6. 最初と最後の頁 99,111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 本多康作
2. 発表標題 差別発言の潜在力 発話行為に伴う力 (forces) とは何か
3. 学会等名 日本法哲学会 2021年度分科会報告 (2021年11月20日)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 谷岡知美
2. 発表標題 詩と猥褻表現 J.L. オースティンの観点からみた 『吠える』裁判 (1957) におけることばの猥褻性
3. 学会等名 アメリカ学会 第55回年次大会 自由論題セッション (2021年6月5日)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	八重樫 徹 (Yaegashi Toru) (20748884)	広島工業大学・工学部・准教授 (35403)	
研究分担者	萬屋 博喜 (Yorozuya Hiroyuki) (00726664)	広島工業大学・環境学部・准教授 (35403)	
研究分担者	谷岡 知美 (Tanioka Tomomi) (60548296)	広島工業大学・工学部・准教授 (35403)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------